

# 健保だより

2012-8 No.11

中部アイティ産業健康保険組合

特  
集

## 平成23年度決算

2ページ目をご覧ください

## お知らせ

### ■被扶養者の資格確認（検認）を行います。

健康保険法施行規則第五十条及び厚生労働省保険局長通知（保発第1029004号）厚生労働省保険局保険課長通知（保保発第1029005号）により、適正な保健給付を受けていただくためと、納付金等の適正化の観点から、被扶養者として既に認定された方が、引き続きその資格があるかどうかを確認するものです。

検認の日程等は以下のとおりです。

事業主さま、被保険者さまのご理解とご協力をお願いいたします。

#### ◆健康保険被扶養者調書の送付

8月下旬に、事業主さま宛順次送付いたします。お手元に届きましたら、該当被保険者の皆さまにご布ください。

#### ◆健康保険被扶養者調書の提出期限と提出方法

<提出期限>

被保険者→事業所：平成24年9月18日（火）

事業所→健保組合：平成24年9月25日（火）

<提出方法>

健康保険被扶養者調書に必要書類を添付の上、**事業所さまにおいて、一括取りまとめてご提出**ください。

### <本年度からの変更点>

「検認書類一括取りまとめ提出」の例外

「在学証明書」が期限に提出できない場合は、例外として、「在学証明書」のみ後日提出ができます。

**在学証明書の提出期限：平成24年10月23日（水）**

#### ◆検認の対象となる事業所

平成24年3月までに当健保組合に加入の事業所（健康保険被保険者証の記号1～256の事業所）

本年度は、宮城県所在の事業所さまに検認を再開致します。よろしく願いいたします。

#### ◆検認の対象とならない方

- ・本年4月1日以降に被扶養者の認定を受けた方
- ・本年4月1日において高校3年生以下の子（夜間高校に通学の子、通信教育を受講の子を除く）
- ・平成25年3月31日までに75歳になる方
- ・任意継続被保険者の被扶養者

### ■雇用保険受給申請手続中の認定について

**退職後、速やかに申請することにより、雇用保険受給前の被扶養者資格が退職日の翌日から認定**されます。

退職後に健保組合の被扶養者認定を申請する場合は、「雇用保険受給資格者証」の提示が必要です。

退職した会社から「離職票」を受け取り、「雇用保険受給資格者証」の発行を受けるまでには、相応の手続きと日数が必要です。

この間の無保険状態を防ぐため「被扶養者異動届」及び「雇用保険受給資格者証」を除く添付書類を以て被扶養者認定申請を行ってください。この場合、退職の事実が分かる書類（前職における、被保険者資格喪失証明書、退職証明書など）を添付してください。

尚、「雇用保険受給資格者証」を受け取ったら、直ちに健保組合に提示してください。雇用保険の「基本手当日額」が「表1」に該当する場合、基本手当受給開始日より、当健保組合の被扶養者資格が抹消されます。該当される場合は「被扶養者異動届」に「健康保険被保険者カード」を添付し事業所ご提出ください。

表1 <被扶養者資格を外れていただく方>

区分	基本手当日額
60歳未満	3,611円より多い
60歳以上及び障害年金受給程度の障害者	5,000円より多い

### ■保健事業についてお願いとお知らせ

【1】40歳以上の方が当健保組合の**契約外健診機関**で受診される場合について

①問診票は必ず提出してください。

健診機関で問診票の記載がない場合は、当健保組合のホームページからダウンロードし必要事項を記載の上、健診結果に添付して補助金請求をしてください。

②健診結果はできるだけ「XLMデータ」で出して頂けるよう**健診機関にご依頼**ください。

当健保組合の契約健診機関を受診される場合は、上記については、契約事項となっています。

◆特定健診対象者：40歳以上の被保険者・被扶養者  
注意：年齢起算日は平成25年3月31日です。受診日が39歳でも平成25年3月31日に40歳に到達する方は特定健診項目を含む健診を受診してください。

【2】インフルエンザ予防接種補助請求について

平成24年度のインフルエンザ予防接種補助は、平成24年10月から12月までに接種された方について実施されます。申請期限：平成25年3月15日

**補助支給申請書の記載等について**

申請書に押印漏れが多く見られます。速やかな支給のために記載事項、押印等漏れない様ご注意ください。ご担当者さまへ：支給申請総括表の接種人数欄には家族数ではなく接種人数をご記入ください。

【3】家庭常備薬斡旋のお知らせ

皆様の疾病予防及び健康維持の一助として、本年度第2回の家庭常備薬斡旋を下記の日程で行います。

9月上旬 申込書配布、申込開始

9月28日 申込締切り（健保必着）

10月下旬 納品開始

**申込書には住所・氏名・電話番号を必ずご記入下さい。**

# 平成23年度 収入支出決算が確定しました

去る7月23日に開催された第18回組合会において、当健保組合の平成23年度決算が承認されました。平成23年度は、昨年度に引き続き黒字決算となりました。要因として、保険料率を引き上げたことによる保険料収入の増加と、加入者数の減少により法定給付費総額が当初予算より抑制されたことが主に挙げられます。

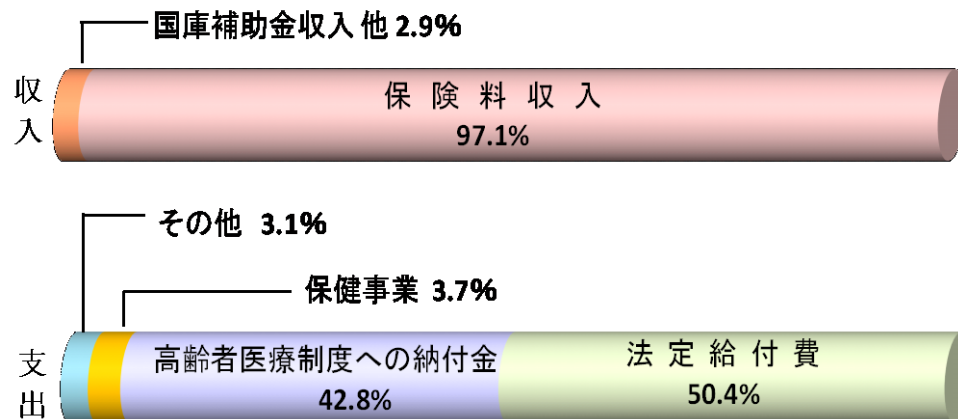
## 一般勘定

区分	平成23年度決算(A)	平成22年度決算(B)	(A)-(B)増減
被保険者数(年間平均)	10,094人	10,235人	-141人
平均標準報酬月額(年間平均)	329,111円	325,321円	3,790円
年間賞与額(一人平均)	565,981円	527,958円	38,023円

予算項目	被保険者1人当たり				
	平成23年度決算 総額	23年度(A)	22年度(B)	(A)-(B)増減	
収入	保険料	4,186,165千円	414,247円	399,406円	14,841円
	繰入金	1,108千円	110円	0円	110円
	国庫補助金収入	8,666千円	859円	1,865円	-1,006円
	その他	109,484千円	11,319円	29,960円	-18,641円
	合計	4,305,423千円	426,533円	431,231円	-4,696円
支出	保険給付費	2,066,839千円	204,759円	191,766円	12,993円
	納付金	1,751,666千円	173,535円	170,086円	3,449円
	保健事業費	150,364千円	14,896円	14,318円	578円
	その他	126,565千円	12,542円	11,406円	1,136円
	合計	4,095,434千円	405,730円	387,576円	18,156円
収支差引額	209,989千円	20,803円	43,655円	-22,852円	

## 《平成23年度決算の主な収入・支出項目の割合》



## 収入

### 保険料収入

(皆様と事業主様から納入いただく保険料)  
保険料の基礎となる年間平均被保険者が、前年比141人減少したものの保険料の引き上げ及び平均標準報酬月額が一人当たり3,790円増加、年間標準賞与額は一人当たり前年比38,023円の増加となったため、保険料収入は前年比14,841円の増となった。

### 国庫補助金収入

(事務費等への国庫補助)

東日本大震災被災者の医療機関受診時における一部負担金免除に対する費用の国庫補助金収入は、6,338千円となった。

## 支出

### 保険給付費

(医療費や手当金等の給付金)  
皆様の医療費や各種給付金に支払った費用です。全体では前年比104,115千円の増加となった。

### 納付金

(高齢者医療制度等への拠出金等)  
前期高齢者納付金、後期高齢者支援金等の納付金が前年比10,821千円の増加となった。

### 保健事業費

(皆様の健康づくりを支援するための費用)  
定期健康診断、インフルエンザ予防接種等補助費用で、前年比3,824千円の増加となった。

## 介護勘定

区分	平成23年度決算(A)	平成22年度決算(B)	(A)-(B)増減
平均標準報酬月額(年間平均)	413,195円	417,503円	-4,308円
年間賞与額(一人平均)	483,191円	456,047円	27,144円

予算項目	被保険者1人当たり				
	平成23年度決算 総額	23年度(A)	22年度(B)	(A)-(B)増減	
収入	介護保険収入	258,421千円	76,569円	72,980円	3,589円
	繰越金	496千円	147円	1,039円	-892円
	国庫補助金収入	12千円	4円	1,886円	-1,882円
	雑収入	96千円	28円	23円	5円
収入合計	259,025千円	76,748円	75,928円	820円	
支出	介護納付金	256,007千円	75,854円	75,448円	406円
	介護保険料還付金	0千円	0円	10円	-10円
支出合計	256,007千円	75,854円	75,458円	396円	
収支差引額	3,018千円	894円	470円	424円	

法定準備金保有率	一般勘定	99.94%	介護勘定	100.85%
----------	------	--------	------	---------